

(参考様式) (第 11 条・第 13 条関係)

意見回答書

作成日 令和 7 年 2 月 26 日

太陽光発電施設の設置予定場所	東御市下之城 979 番地 10 (他 17 筆)
----------------	---------------------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
太陽光はよい取組みであると思うが、総発電量の表示など、資料が分かりづらい。	説明会参加者 (当日質問)	分かりやすい資料作成に努める。 想定している年間の発電量は、1 世帯当たりの年間使用量を 4,200kwh とした場合、約 200 世帯分の発電量となる。
近隣にある養豚施設への配慮はどうか。	説明会参加者 (当日質問)	事前に事業の内容や説明会の開催についてお知らせしている。 当該施設から意見等あれば、真摯に対応したい。
隣接する土地で薪割りをやっているが、工事車両の邪魔にならないか。	説明会参加者 (当日質問)	工事車両 1 台分通していただければ問題ない。改めて調整させていただきたい。
この事業は市の計画に基づくものか。	説明会参加者 (当日質問)	第 2 次東御市地球温暖化計画地域推進計画 (改定版) に基づくもの。
第 2 次東御市地球温暖化計画地域推進計画の計画期間は。	説明会参加者 (当日質問)	令和 2 年から令和 12 年までの計画であり、令和 5 年 3 月改定した。
事業はどのように審議され、決定したのか。	説明会参加者 (当日質問)	庁内の脱炭素化事業推進プロジェクトチームや、民間事業者・有識者等で組織する東御市脱炭素化事業推進協議会で協議し進めている。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
現時点で太陽光発電設備の計画は他にないか。	説明会参加者（当日質問）	野立ての太陽光発電設備は今回のもの以外計画はない。公共施設の屋根への設置は計画している。
事業の他の候補地はあったか。	説明会参加者（当日質問）	旧田中保育園跡地や羽毛田工業団地、前久保池周辺が候補にあった。
農薬は使用するのか。また、側溝やフェンスはどのように作るのか。	説明会参加者（当日質問）	原則農薬は使用せず、草刈りなどで対応する。排水処理については市のガイドラインに基づき敷地処理を行い、周囲に影響がないように設計している。フェンスは設置し、容易に立入りができないようにする。
設備の監視はどこで行うのか。	説明会参加者（当日質問）	東京で遠隔監視を行う。
花火大会において、燃えカスが養豚施設に落ちている。この事業実施に伴い、打ち上げ場所がさらに養豚施設側になる。火災などが起きた場合、責任はだれが負うのか。	説明会参加者（当日質問）	花火大会は北御牧地区最大の夏祭りである。問題なく大会が実施されるよう配慮する。
災害の際に計画地に土砂を搬入していたが、今後はどうなるのか。	説明会参加者（当日質問）	市の災害対策本部で検討することとなるが、計画地に搬入することはない。
計画に携わっている株式会社アドバンテックの実績は。	説明会参加者（当日質問）	2010年から太陽光発電事業を行っており、FITで63箇所160MW以上、非FITで60箇所8MW以上を手掛けている。
今回の事業では、なぜFITを使わないのか。	説明会参加者（当日質問）	FITを利用すると地産地消にならないためである。また、環境省の交付金を活用する計画であるが、FIT制度を活用しないことが要件になっている。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
太陽光発電は農山村の風景にそぐわない。株式会社アドバンテックでは公園などで上に太陽光、下に涼める場所を作るなどといった事例はあるか。	説明会参加者 （当日質問）	ソーラーカーポートを施工した事例はあるが、構造物に係る費用も含め投資回収しなければならないため、供給する電力単価が高くなってしまう。
総事業費は。	説明会参加者 （当日質問）	約1億6,000万円と見込んでいる。
法令、条令で課題となった点はあるか。	説明会参加者 （当日質問）	県とも協議をしながら進めており、大きな課題となっているものはない。
買電の主体、また売電の主体は。	説明会参加者 （当日質問）	買電の主体は東御市、売電の主体は株式会社エコパワーとうみである。
2箇所の土地のパネル設置前後の流出係数は。	説明会参加者 （当日質問）	東側の土地は、現状草地であるため、流出係数は0.6～0.7と想定している。設置後は1.0となる。 西側の土地は、現状裸地であるため、流出係数は0.9～1.0と想定している。設置後は1.0となる。
問題発生時の責任の所在は。	説明会参加者 （当日質問）	一義的には株式会社エコパワーとうみである。
株式会社エコパワーとうみが発電を行い、東御市が買い取るという理解でよいか。	説明会参加者 （当日質問）	その通りである。 事業費の1/2が東御市を通して国から交付されるため、半分の費用で施設が設置でき、単価を抑えて電力が供給できる。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
設置場所①西側の六ヶ沢川は大雨が降ると土手を削り危険な状態である。東御市・立科町で河川の防御強化する施工をお願いしたい。	電子メール	設置場所①の雨水処理は、敷地内で処理する設計となっており、基本的に河川に流れ込む前に発電所敷地内で浸透を強化する施工となる。 本工事の施工場所は六ヶ沢川に隣接しておらず、要望の場所に関し対応することはできないが、東御市に状況を伝えたい。
設置場所は東御市災害ハザードマップによるとイエローゾーンとなっているが、なぜ災害の際危険とされる場所へ設置するのか。	窓口提出	設備設置場所については、東御市の「太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン」に則り一定の日射量と面積のある土地選定した。 土石流災害警戒区域に指定されているが、同ガイドラインにおける「設置を避けるべきエリア」からは除外されている。また、当該土地は平坦であり南側は河川であることから、災害リスクは低いと想定しているが、災害時に被害が予想される場所として指定されていることから、安全性に留意し設置を行いたい。
設置予定の太陽光パネルはどこで作られ、どのような素材を使用しているのか。	窓口提出	中国製で、セルはN型単結晶シリコン、封止剤はPOE+EVA、表裏表面は熱強化ガラス、フレームはアルマイト処理アルミニウム合金を使用している。
火災が発生した場合、どのように対処するのか。	窓口提出	キュービクル式受電設備は消防庁が定義した火災予防条例（例）に規定されている「消防庁が認めている基準」に適合し、太陽光パネルは IEC 61730 / UL 790（燃焼試験）の火災等級 C（基本的な対火性）に分類されている。電気火災に対応した消火器を設置し、火災が発生した場合は地域の消防と連携して対応する。また、常時、発電に関するモニタリングを行い、異常発生時には点検し、火災予防に努める。
使えなくなった太陽光パネルはどのように廃棄されるのか。	窓口提出	環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」に則り、太陽電池モジュールの適正処理が可能な産業廃棄物処理業者に廃棄する。
花火大会主催者・事業者と覚書を交わすとのことであるが、地区や地域とも覚書を交わす必要があると考える。	窓口提出	「東御市環境をよくする条例」では、「事業者は、市長が環境保全のため必要があると認めるときは、環境保全に関する協定を締結しなければならない」とされている。条例に基づき市との協定を結ぶとともに、東御市太陽光発電施設設置に関するガイドラインに基づき、地元区との協定についても区からの要請を踏まえ、必要に応じ締結を検討する。

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
<p>太陽光パネル建設に対し市議会議員の方々から発言を聞いたことがない。なぜ、建設に対する意見がないのか、区長会での説明で済む事案なのか疑問である。</p> <p>この建設を知っている地域の方々が少ないこともあり、合意のもとでの事案ではないと感じている。</p>	<p>窓口提出</p>	<p>東御市において令和6年度東御市議会12月定例会で概要説明を行い、令和7年度3月定例会で説明会の状況報告、また一般質問に対するの答弁が行われた。</p> <p>また、プロポーザルの実施や、説明会の開催についてのご案内は隣接区には全戸配布、北御牧地区には全戸回覧、全市民に対しホームページで周知をおこなったことから、ご理解をいただきたい。</p>
<p>意見募集の実施を行っているが、事業計画等事業概要が一般公開されていないことは不適切である。</p>	<p>電子メール</p>	<p>「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の規定に基づき、長野県ホームページに、規定された内容を事業基本計画書として掲載した。</p>
<p>配布資料の設備配置図は微細で文字の判読ができない。</p> <p>敷地面積、事業面積、配置図、構造図、断面図、雨水浸透施設技術指針に基づいて行われた調査結果が提供されておらず、事業周知として不適切である。</p>	<p>電子メール</p>	<p>「長野県地域と調和した太陽光発電事業に関する条例」の規定に基づき、長野県ホームページに、規定された内容を事業基本計画書として掲載した。</p>
<p>協定及び締結該当者、東御市、当該地区等が示されていないことは不適切である。</p>	<p>電子メール</p>	<p>「東御市環境をよくする条例」及び「東御市環境をよくする条例施行規則」に基づき、東御市との協定締結及び計画地の存する区長、周辺利害関係者の同意又は確認を得るとともに、太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドラインに基づき、必要に応じ関係区との協定を締結する。</p>
<p>東御市下之城 979, 同 993 土壌は礫岩、砂岩、泥岩や火山噴出凝灰岩等のたい積した土壌である。瓜生坂層観音寺泥流、北御牧火砕岩類で構成される当該地について調査説明が示されないのは不適切である。</p>	<p>電子メール</p>	<p>立地条件を可能な限り把握し、安全対策に努める。</p>

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
<p>東御市災害ハザードマップにおいては東御市下之城 979、同 993 は上部に土石流警戒区域、六ヶ沢川及び上部に急傾斜地警戒区域 171、上部に急傾斜地警戒区域 104 が存在し、特定区域対策について説明がないのは不適切である。六ヶ沢川は山地災害危険区域。</p> <p>土壌雨量施設指数、によって土砂災害リスクを考察すべきである。土砂災害リスクは上流域、土石流計画区域六ヶ沢川も含めて考察されるべきである。太陽光発電施設設置表面雨量指数の変化によって浸水害リスクを考察すべきである。</p>	電子メール	<p>今回の設置場所については、一部、東御市災害ハザードマップの土石流災害警戒区域に指定されているが、東御市の「太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン」において、「設置を避けるべきエリア」からは除外されているが、ご意見いただいた周辺環境を考慮し、安全対策に努める。</p> <p>また、裸地と太陽光パネル等不浸透性材料で覆われている箇所の浸透能力はほとんど変わらないことから、浸水害リスクは少ないと考える。</p>
<p>①東御市下之城 979 発電所の傾斜度、土壌雨量指数、表面雨量指数が不明であることは不適切である。</p> <p>②東御市下之城 993 発電所の傾斜度、土壌雨量指数、表面雨量指数が不明であることは不適切である。</p>	電子メール	立地条件を可能な限り把握し、安全対策に努める。

<p>当該地域における災害実績を基準値として、東御市下之城 979、同 993 地を分析すべきである。急傾斜地警戒区域 171, 土石流警戒区域六ヶ沢川である。東御市 979、同 993 地は土壌雨量指数、表面雨量指数、傾斜度が異なり、土砂災害発生基準が異なると推察するが、明らかにすべきである。</p> <p>①東御市 979 発電所地における 3 時間雨量、100 mm 以上の雨量対策が明らかにされていない。雨量浸透量が不明であることは不適切である。</p> <p>②東御市 993 発電所地における 3 時間雨量、100 mm 以上の雨量対策が明らかにされていない。雨量浸透量が不明であることは不適切である。</p>	<p>電子メール</p>	<p>東御市の「太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン」では「降雨強度式に基づき降雨強度は 10 年確率以上、降雨継続時間は 10 分を基準とする。」とされており、ここから計算された時間当たり雨水流出量から必要な時間当たり設計処理量を持つ浸透側溝を設置する計画である。</p>
<p>県条例の特定区域を判断するとき、「信州くらしのマップ」と「東御市避難所・災害ハザードマップ」のどちらに依拠するのか計画にしていないのは不適切である。</p> <p>東御市民としては東御市ハザードマップにより意見したい。</p>	<p>電子メール</p>	<p>長野県、東御市のいずれのハザードマップも考慮する。</p>